第85回 市職労定期大会書面決議

皆さんのご意見をお寄せください

ふなみち
２０２１年
10月14日(木)
第３５４４号

船橋市役所
職員労働組合
発行責任者
青木 賀一
編集責任者
榊 義明
℡047(436)3093
fax(436)3091
Eメール
f-kumiai@alpha.ocn.ne.jp

組合は、コロナ感染症対策の一環で、昨年に引き続き第85回定期大会を書面決議といたします。
方針掲載ふなみちをご覧になり、来年度方針、決算・予算についてのご意見をお寄せください。

組合は、9月14日勤労市民センターにおいて、第3回中央委員会を開催、コロナ禍で第1・2回の中央委員会を書面決議とした関係で、今年度初めての中央委員会となりました。
広い会場を押さえ、参加人数を絞って、コロナ対策に万全を期し開催しました。

第83回定期大会の様子

この第3回中央委員会において、承認案件である「2020年度経過報告」については、すでに承認されています。
この度の書面決議では、２０２１年度（組合年度）方針、２０２０年度決算・監査報告、２０２１年度予算の賛否を問います。
11月17日付けで方針等掲載ふなみちを配布しますので、是非ご意見をお寄せください。

職場から代議員を選出してください

組合規約に従い、各職域ごとに代議員を登録して頂き、登録した代議員が決議することになりますのでご協力ください。（代議員に選出された方の登録用紙・決議用紙は後日配布させて頂きます）

組合役員選挙にご協力を！

組合では、併せて役員選挙を実施します。投票用紙が10月21日に配布され、投票締め切りは11月8日となっております。
個々に投票して頂き、職場ごとにまとめて、期日までに組合に届くよう宜しくお願いいたします。

「2021年人事院勧告に伴う一時金の削減は行わないこと」を求める団結署名にご協力を！

コロナ禍で、職場は大変な思いをしているのに、当局より一時金の削減提案が出されています。皆さんの「ボーナス削減するな！」の思いを団結署名に託してください。
全職員（管理職・再任用・会計年度任用職員含む）が対象です。
10月21日（木）までに組合に届くように宜しくお願いいたします。

２０２１年度方針６つの柱

【1】職場に根ざした組合活動をめざし、学習と要求討議を大切にした全組合員参加の運動で職場要求の実現を図ります。

【2】船橋市役所に働く会計年度任用職員の「均等待遇」を実現する取り組みを進めると共に、「全国一律最賃制」「公契約条例」など非正規・公務公共労働者の生活改善をめざします。

【3】「安全・安心、災害に強いまちづくり」をめざし、直営を守り、人員の確保で公務公共サービスの充実を図るために自治研活動に取り組みます。

【4】憲法25条をいかし、公的責任で社会保障の充実をめざすため、地域との共同の取り組みを進めます。

【5】組織強化と組織拡大の立場で全ての運動に取り組み、職場活動の活性化を図ると共に福利厚生事業の充実など、コロナ感染症の状況を踏まえつつ、世代・職種・職域をこえた交流を広げます。

【6】憲法をいかし住民生活を守ることを「公務員としての役割」と位置づけ、核兵器のない平和で安心して暮らせる社会にするための取り組みを進めます

本庁職場残業実態調査
「仕事が多い」「人員不足」が露わに

7月から再開した本庁職場残業実態調査は、ふなみちで報告済の「まん延防止等緊急措置」期間中の7月20日（火）に実施した第1回に引き続き、第5波の「緊急事態宣言」時の8月17日（火）に2回目、「緊急事態宣言」解除後の10月5日（火）に3回目を実施しました。

いずれも中央執行委員が全フロアを回り、人数の把握とアンケートの協力を呼びかけました。変則勤務体制で、遅番の方もまだ残っている時間帯でした。

8月17日（20時30分頃）では82人がお仕事中で、フロア別では3階、4階、8階いずれも17％で合わせると半数を超えました。

10月5日（19時30分頃）は211人の方が残っており、3階が18％、5階が17％、4階が14％と続きます。

「仕事が多い」「人員不足」の声があいかわらず

アンケートの「先月の残業時間（実際に残って仕事をした時間）は」との問では、60時間を越える残業をした方は、8月17日は34％で、108・5時間位と答える方も居ました。10月5日は14％の回答がありました。

「本日の残業は何時間ほどの予定ですか」との問いでは、8月17日は75％の方が3～4時間と答え、5・5時間と答えた方も1人いました。10月5日は63％が3～4時間、5・5時間と答えた方が2人いました。

「残業をせざるを得ない理由」（複数回答可）との問では、「仕事量が多い」は両日とも67％、「人員不足」が8月17日は55％、10月5日は「コロナ対応で職員が減った」と並び34％の回答がありました。

「その他」の問では「コロナ対応で業務が増えた。」「新たな業務が毎年増えている。」「期限が迫っている」等の記載が見受けられ、前回調査結果からの恒常的な仕事量の多さに人員が不足しているとの推測に、さらにコロナ対応という追い打ちが、職場に徐々にのしかかっているのでは無いでしょうか。人員増により業務負担軽減が必要です。

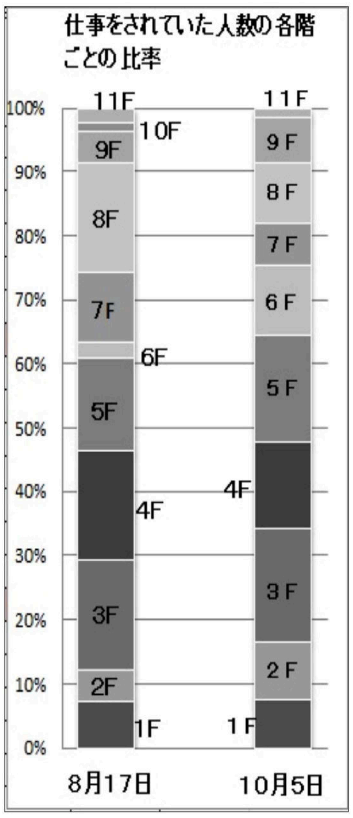

残業をせざるを得ない理由は（複数回答可）

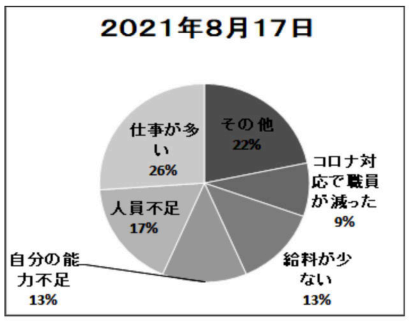

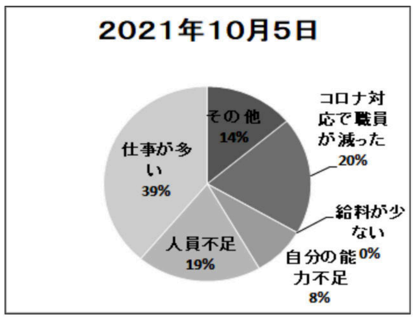

職場の声

職場からも人員不足やサービス残業を強いられているなどの声があがっています。

「正規職員を増やしてもらうよう働きかけてほしい。」

「残業時間の申請を6割ほどに抑えているのですが、それでも「もっと残業時間を減らせないか」と言われ続けています。」

「人員不足で管理職がプレイングマネージャーとなっており、悪循環に陥っている。」

「テレワークによる効率の低下がある中で行うべき業務は減らない為、結果残業となっている。」

「残業時間を抑制させるだけの働き方改革であれば、あまり意味がないように思います。私の場合、毎日約6割の残業時間しか申請させてもらえない状態です。」

「周囲の先輩職員から他自治体に比べて人員が足りないという話を時々聞く。」

（残業実態調査より一部抜粋）

今年も天津甘栗スタートします！

「美味しい」と毎年ご好評をいただいている新栗。今回は小サイズ200g単位となりますので、とてもお手頃です。まだ食べたことのない方、リピーターの方も、ぜひ秋の味覚を味わってみませんか。詳細は10月21日以降配布のチラシをご覧ください。

お問い合わせは

船橋市役所職員労働組合　TEL047-436-3093

脳・心臓疾患の労災認定基準が改正

9月14日厚生労働省は「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」を改正しました。労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化、労働時間以外の負荷要因を見直す、業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化するなどを新たに認定基準に追加しました。また対象疾病に「重篤な心不全」も追加されました。

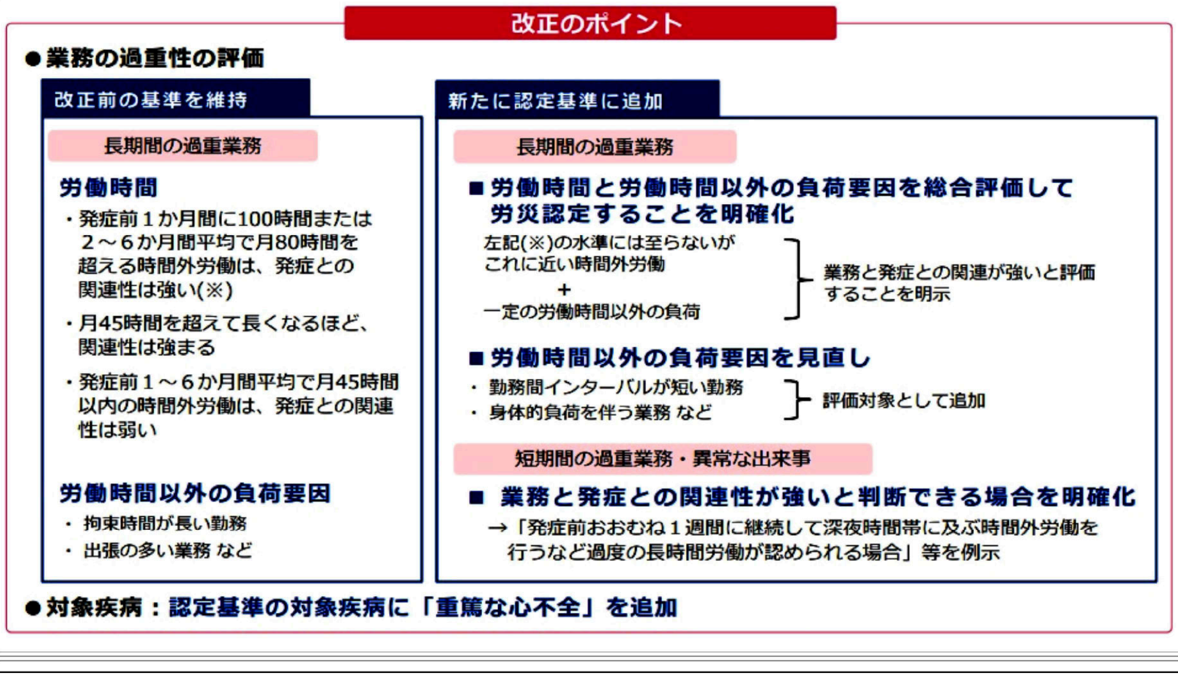

改正のポイント

●業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

・発症前１か月間に100時間または２～６か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)

・月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる

・発症前１～６か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

・拘束時間が長い勤務

・出張の多い業務 など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないがこれに近い時間外労働 ＋ 一定の労働時間以外の負荷 → 業務と発症との関連が強いと評価することを明示

■労働時間以外の負荷要因を見直し

・勤務間インターバルが短い勤務
・身体的負荷を伴う業務 など
→ 評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

■ 業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→「発症前おおむね１週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

●対象疾病：認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加